

第14回文書デザインコンテスト開催要項

1. 大会名 第14回文書デザインコンテスト
2. 主催 日本情報処理検定協会
3. 後援 文部科学省
4. 目的 文書作成ソフトウェア活用能力を体得することに加え、ソフトの操作技術のみならず、自ら考える力と、表現する能力を総合的な創造力の発揮の場として、広く社会の情報教育の一助を担うことを目的とし、生涯学習の周知、実践に寄与するものである。
5. 募集期間 令和5年7月3日（月）～令和5年10月13日（金）
※令和5年10月13日（金）消印有効
6. 結果発表 令和5年11月15日（水）
※当協会ホームページにて発表
※入賞者には、申請担当者を通じて連絡
7. テーマ 「地元のたから」
8. 応募資格 問わない（グループでの応募も可）
※ただし、学校・パソコン教室ごとでの応募受付とする。
9. 参加費 無料
10. 応募点数 1人1点（グループでの作成も可）
※個人・グループ同時応募は可。
※作品は未発表のオリジナル作品に限る。
11. 作成方法 ワードプロソフトの機能を使用して作成
12. 提出様式 用紙・・・A4サイズ
※印刷は片面のみとし、用紙の縦横は問わない。
枚数・・・1枚
文字数・・・150文字以上

- | | | | | | | | | | | | | | |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|----|--------------------|---------|----|---------|--------|-------|---------|----|-------|------|
| 13. 表彰 | <table border="0"> <tr> <td>最優秀デザイン賞</td> <td>1点</td> <td>文部科学大臣賞
協会賞状／副賞</td> </tr> <tr> <td>優秀デザイン賞</td> <td>3点</td> <td>協会賞状／副賞</td> </tr> <tr> <td>審査員特別賞</td> <td>最大10点</td> <td>協会賞状／副賞</td> </tr> <tr> <td>佳作</td> <td>最大26点</td> <td>協会賞状</td> </tr> </table> | 最優秀デザイン賞 | 1点 | 文部科学大臣賞
協会賞状／副賞 | 優秀デザイン賞 | 3点 | 協会賞状／副賞 | 審査員特別賞 | 最大10点 | 協会賞状／副賞 | 佳作 | 最大26点 | 協会賞状 |
| 最優秀デザイン賞 | 1点 | 文部科学大臣賞
協会賞状／副賞 | | | | | | | | | | | |
| 優秀デザイン賞 | 3点 | 協会賞状／副賞 | | | | | | | | | | | |
| 審査員特別賞 | 最大10点 | 協会賞状／副賞 | | | | | | | | | | | |
| 佳作 | 最大26点 | 協会賞状 | | | | | | | | | | | |
14. 提出物
- ①応募申込書
 - ②完成作品を印刷したもの（カラー作品はカラー印刷したもの）
 - ③応募票（必ず印刷した作品の裏側に添付すること）
 - 注）作品データは結果発表まで保管。最終選考に選ばれた作品（協会より連絡あり）は後日、作品データの提出が必要。
 - 作品データとは作成したファイル（例：docx形式のファイル）
15. 提出方法
- 提出物は、応募団体（学校単位等）ごとに取りまとめ、募集期間のとおり当協会まで到着するように送付する。
- ※応募の際の送料は応募者負担とする。
- ※応募作品は、作品・データ共に返却いたしません。
- ※応募により収集した個人情報は、応募者への連絡および受賞者への記念品発送と日本情報処理検定協会ホームページへの掲載に利用します。
16. 提出先
- 日本情報処理検定協会 統括本部
 文書デザインコンテスト実行委員会
 〒461-0023 名古屋市東区徳川町1002番地
 TEL (052) 936-3817
17. その他
- ①著作権の帰属
 本コンテストに投稿される作品に関する一切の著作権（日本国著作権法第21条から28条までに規定するすべての権利を含む）は、その作品を受理した時点から原則として日本情報処理検定協会に帰属する。
 - ②著作権の権利
 著作者は応募した作品について、いつでも著作者個人のWebサイト（著作者所属組織含む）において、自ら創作した著作物を掲載することができる。
 - ③著作権の侵害
 日本情報処理検定協会に投稿された作品が第三者の著作権、その他の権利及び利益の侵害問題を生じさせた場合、当該作品の著作者が一切の責任を負う。